

平成17年度中小企業関係税制改正に関する要望を提出

「中小企業組合に対する税制措置の充実・強化」など5項目を要望

—東京都中央会—

東京都中央会は、このほど「平成17年度中小企業関係税制改正に関する要望」をまとめ、東京都選出の自民党国会議員に対し要望の実現に向けての陳情を行った。要望は「中小企業組合に対する税制措置の充実・強化」など5項目。――要望の内容は次のとおり。

平成17年度中小企業関係税制改正に関する要望（要旨抜粋）

1. 17年度税制改正に当たっては、中小企業を取り巻く景気状況に十分配慮すること。

我が国の景気は回復基調にあると言われているものの、中小企業の経営環境は依然厳しい状況にある。

このため、17年度税制改正における個別税制の見直しに当たっては、中小企業を取り巻く景気に配慮する観点から、次の事項を十分踏まえた上で慎重に検討することが必要である。

○消費税の引上げの議論は行わないこと。

○個人所得税・住民税の恒久的定率減税の廃止・縮減の議論は行わないこと。

2. 中小企業支援・連携組織である中小企業組合に対する税制措置の

充実・強化を図ること。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、協同の理念のもとに中小企業者自らが出資者として参画し、自らが各種共同事業の利用・実施を通して、自らの経営基盤を強化するための相互扶助組織である。

したがって、このような中小企業組合に対する税制面の充実・強化は、個別中小企業者に対する支援の充実・強化そのものであり、逆にその後退は中小企業者に対する支援の後退を意味するものに他ならない。

したがって、次の事項を措置することにより充実・強化する必要がある。

○事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の延長

- 中小企業等の貸倒引当金の特例制度（事業協同組合等に対する法定繰入率の割増し措置）の延長

3. 中小企業に対する既存支援法の新法（中小企業経営革新等総合支援法（仮称））への統合に伴う税制措置の統合、強化等を図ること。

期限の到来する中小企業創造活動促進法に加え、中小企業経営革新支援法および新事業促進法の3法の統合等による中小企業経営革新等支援法（仮称）の制定に伴い、次の税制措置を講じることにより、引き続き、中小企業の経営革新等を支援することが必要である。

- 中小企業に対する既存支援3法の中小企業経営革新等総合支援法（仮称）への統合に伴う設備投資減税、同族会社の留保金課税の停止措置

4. 中小企業の積極的な事業展開を支援するための中小企業関係税制の充実・強化を図ること。

本格的な景気回復を図り、強い日本経済を復活させるためには、中小企業の積極的な事業展開を支援するための税制を充実・強化することが不可欠であることから、次の事項を措置することが必要である。

- 中小法人に対する軽減税率の引下げとその適用所得範囲の引上げ
- 中小法人の交際費の損金算入限度額の

引上げ

- 商工組合中央金庫等の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置の延長
- 中小同族会社の留保金に係る重課税制度の廃止
- 環境税の導入反対
- 中小企業政策とリンクした形での法人税法・地方税法等の中小企業の範囲の拡大
- 固定資産税の負担軽減措置の一層の強化（負担水準の一層の引下げ、条例減額制度の適用拡大）

5. 中小企業者のための事業承継税制を確立すること。

地域における雇用を維持し、地域経済を支える中小企業者が事業用資産や自社株式を事業の後継者へ承継することは、我が国経済に与える影響や効果の面から見て、非事業者における贈与や相続と全く異なる行為であることを十分認識した上で、次の事項を考慮し、一般の相続税制と区分した中小企業事業承継税制を確立することが必要である。

- 事業用資産に係る相続税の包括的な軽減措置を認める制度の創設
- 取引相場のない中小会社の株式等に係る評価方法の改善